

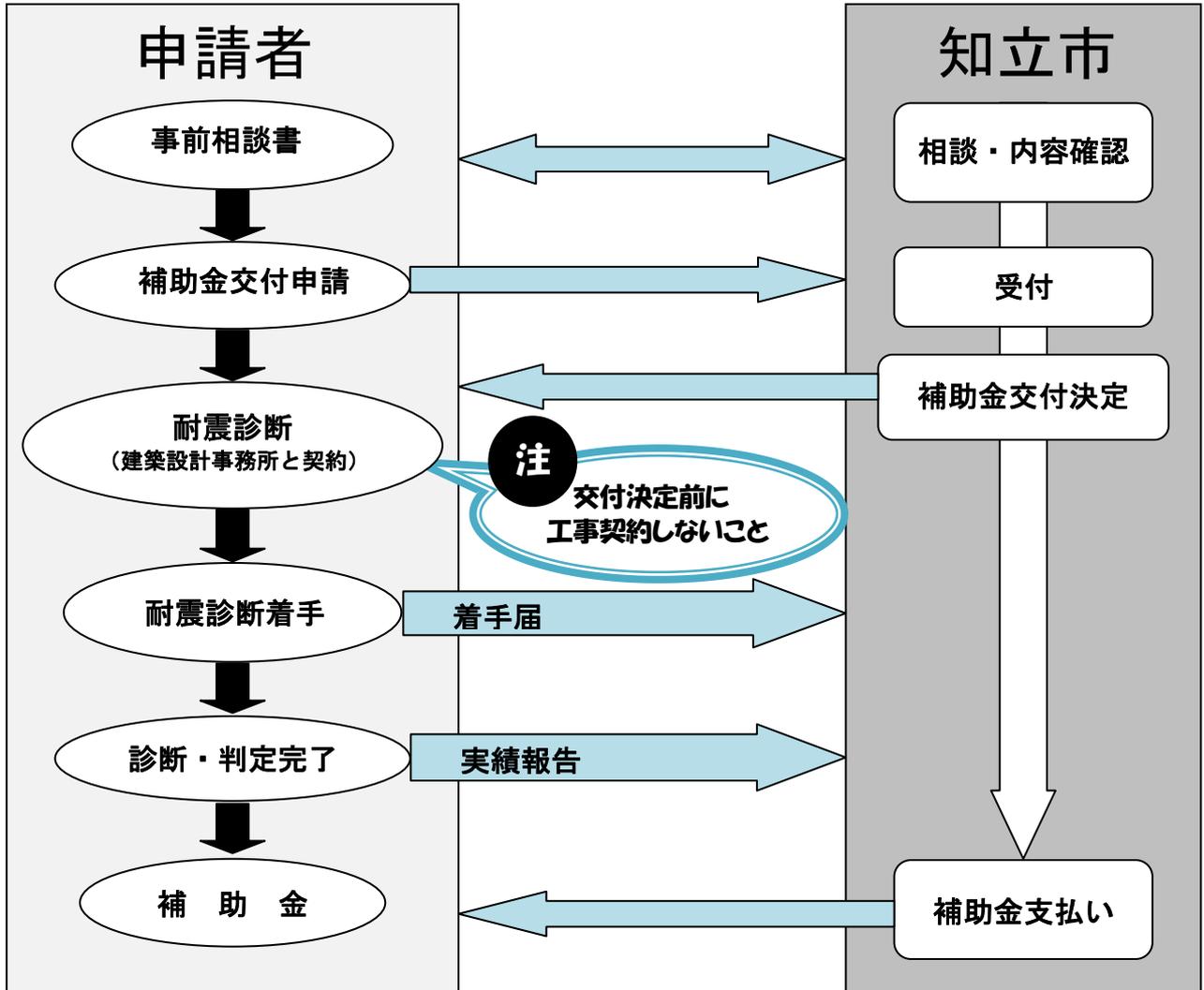


# 非木造住宅耐震診断補助申請の流れ

非木造住宅耐震診断

一定要件の耐震診断委託費には補助金が受けられます。

人が住んでおり、昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅（プレハブ工法を除く。）で建築基準法による建築主事の確認済証の交付を受けたもの（また、建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるものに限ります。）



(1) 非木造1戸建住宅の補助金額の計算

補助対象経費 非木造住宅耐震診断に要する経費 (限度額: 13.4万円)

補助金額 補助対象経費の2/3以内の額 (限度額: 8.9万円)

(2) 非木造1戸建住宅以外のときの補助金額の計算

非木造住宅耐震診断に要する経費(経費の上限: (各部分の延べ面積(m<sup>2</sup>) × 表1 単位当りの金額(円))の累計 × 2/3 = 補助金額 (限度額: 戸数 × 5万円かつ1棟当たり160万円)

延べ面積	単位当たりの金額
延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 以内の部分	2,060円
延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内の部分	1,540円
延べ面積 2,000 m <sup>2</sup> を超える部分	1,030円

問い合わせ先 知立市建設部建築課建築係  
電話 0566-95-0128



# 非木造住宅耐震診断費補助金交付申請について

非木造住宅耐震診断

建設部建築課建築係

## 1 受付け期間について

工事実績報告を申請年度の2月末日までに提出できるものが、対象となります。申請を希望される方は、事前にご相談ください。

## 2 申請方法

申請に先立ち、知立市非木造住宅耐震診断事業に係る事前相談書（様式第1）を、提出してください。

事前相談書提出により、補助を受けられる建物であることを確認後、知立市非木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式第2）を提出していただきます。

書類は、建築課窓口へ直接持ち込んでください。

## 3 申込み受付について

(1) 別紙「補助金交付申請書類の提出について」に書いてある書類が、すべて整っているもののみを受付けします。

(2) 予算の範囲の戸数を実施し、決定は書類受付け先着順とします。

## 4 補助金額について

### (1) 非木造1戸建住宅の補助金額の計算

補助対象経費 非木造住宅耐震診断に要する経費（限度額：13.4万円）補助金額

補助対象経費の2/3以内の額（限度額：8.9万円）

### (2) 非木造1戸建住宅以外のときの補助金額の計算

非木造住宅耐震診断に要する経費（経費の上限：（各部分の延べ面積（㎡）

×表1の単位当たりの金額）（円）の累計×2/3＝補助金額（限度額：戸数×5万円かつ1棟当たり160万円）

表1

延 べ 面 積	単位当たりの金額
延べ面積 1,000 ㎡以内の部分	2,060 円
延べ面積 1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内の部分	1,540 円
延べ面積 2,000 ㎡を超える部分	1,030 円

(3) 上記 (1)、(2) いずれの場合も、補助金額に1,000未満の端数が出た場合は、切り捨てとします。

## 5 補助対象条件について

補助の対象となるのは、旧基準非木造住宅の所有者が行う非木造住宅耐震診断です。下記の全ての項目に該当していることが必要です。

(1) 補助対象となる耐震診断は、建築士の資格を持った人が、

建築士法<sup>※1</sup>に定められている「新築のとき設計・監理ができる規模の

住宅」を適切<sup>※2</sup>に診断する場合です。

※1 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）又は同条第3項に規定する二級建築士であるものをいう。ただし、建築士法第3条に規定する用途・規模の建築物の耐震診断を行う場合は、一級建築士である者に限る。

**建築士法**（一級建築士でなければできない設計又は工事監理）

**第三条** 左の各号に掲げる建築物（建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章中同様とする。）を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

一 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーデトリウムを有しないものを除く。）又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が五百平方メートルをこえるもの

二 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの

三 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三百平方メートル、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルをこえるもの

四 延べ面積が千平方メートルをこえ、且つ、階数が二以上の建築物

※2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、住宅・建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に診断すること（木造住宅耐震診断に該当するものを除く。）をいう。

(2) 補助金を受けられる人は、市内にある旧基準非木造住宅の所有者（その住宅に居住する人で、所有者の同意を得られるもの人を含みます。）の人です。ただし、一戸建ての住宅の所有者であって、市税を滞納している人には補助金を交付しません。

また、区分所有された共同住宅（分譲マンション）にあつては、管理組合で合意形式がとれることが条件となります。

(3) 補助対象となる住宅は、次の各項目のいずれにも該当するものです。

ア 旧基準非木造住宅であること。

イ 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(4) 上記(3)アの旧基準非木造住宅とは、次の各項目にあてはまるものをいいます。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅で建築基準法による建築主事の確認済証の交付を受けたもの（建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるものに限ります。）

イ 現在、人が住んでいるもの



非木造住宅耐震診断

## 事前相談書の提出について

知立市非木造住宅耐震診断事業に係る事前相談書（様式第1）に、次に書いてあるいずれかの書類を添付してください。

- 1 建築確認通知書又は検査済証の写し
- 2 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）の写し
- 3 建物の登記事項証明書の写し



非木造住宅耐震診断

## 〔知立市非木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式2）〕

の提出について（下記の書類を提出してください。）

- 1 知立市非木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式2）
- 2 案内図、配置図及び各階平面図
- 3 申請者が管理組合の場合は、組合規約及び非木造住宅耐震診断の実施に係る議決書又はこれに代わるもの
- 4 住宅所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たことを証する書面
- 5 1戸建ての場合は、市税の完納証明書
- 6 診断の委託を受けることを内容とする見積書（見積書には内訳書を添付すること。）
- 7 建築士事務所登録通知書の写し
- 8 その他市長が必要と認めるもの



## 着手の届出について

交付決定を受けたときは、30日以内に非木造住宅耐震診断事業に着手し、知立市非木造住宅耐震診断事業着手届（様式第4）に次に掲げる書類を添付して、提出してください。

- (1) 非木造住宅耐震診断事業に係る契約書の写し（契約書には内訳書を、添付すること）
- (2) 連絡者リスト（耐震診断業者）

## 変更承認申請について

1 非木造住宅耐震診断事業の内容を変更し、補助金の額に変更を生じる場合は、変更する前に次の書類の内該当するものを提出してください。

- (1) 知立市非木造住宅耐震診断事業変更届（様式第6）
- (2) 変更後の見積書の写し
- (3) 契約書の写し
- (4) 変更契約書
- (5) 変更図面等、変更内容がわかる書類

2 補助金の額に変更がない場合には、変更の内容がわかる書類を添付して、知立市非木造住宅耐震診断事業変更届（様式第6）を提出しなければならない。

## 取りやめ等の手続きについて

診断ができなくなった場合、耐震改修工事の中止又は廃止をしようとする場合は、補助金の交付決定があった年度の1月末日までに、知立市非木造住宅耐震診断事業取下げ（中止）届（様式第8）を提出してください。

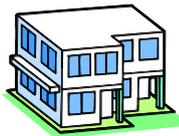


非木造住宅耐震診断

## 完了実績報告の手続きについて

完了実績報告書は、工事の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで提出してください。

- 1 知立市非木造住宅耐震事業完了実績報告書（様式第9）
- 2 耐震診断結果報告概要書（様式第10）  
（2については1戸建ての場合は不要です。）
- 3 耐震診断実施結果評価書又はこれと同等のもの写し
- 4 平面図、伏図、軸組図
- 5 耐震診断に要した経費の領収書の写し
- 6 耐震診断を行った者の建築士免許証の写し
- 7 その他市長が必要と認めるもの



非木造住宅耐震診断

## 知立市非木造住宅耐震診断費補助金

### 支払請求書(様式第12)の提出について

完了実績報告を提出していただき、適正と認められたときは、通知をさしあげます。この通知を受けとられた日から起算して10日以内に提出してください。